国立研究開発法人海洋研究開発機構

分任契約担当役　経理部長　殿

機密保持に関する念書

当社は、国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下、「機構」という。）から、「北極域研究船の建造」の調達手続き（以下「目的」という）のために、関連する情報提供を受けるにあたり、下記各項目の内容を遵守し、これに違反しないことを誓約します。

記

１．（機密情報）

当社は、令和３年５月２７日（木）から令和３年８月１６日（月）までの間（以下「開示期間」という）に、「目的」に必要かつ相当と認められる範囲において機構から開示を受ける「北極域研究船の建造」の調達についての、以下に指定されたものを機密情報（以下「機密情報」という）として認識し、善良な管理者の注意をもって管理および使用します。

（１）上記の期間において、書面もしくは媒体による開示、または口頭により開示されたすべての情報

２．（守秘義務）

（１）当社は、機構から開示された「機密情報」を、機構の事前の書面による承諾なく、「目的」のために開示が必要とされる特定の担当者および作業従事者以外のいかなる第三者にも開示または漏洩しないものとします。

（２）当社は、「機密情報」が開示された前項の特定の担当者および作業従事者が、守秘義務を履行するよう適切な措置をとるものとします。

（３）当社は、機構から開示された「機密情報」を、「目的」以外に使用しないものとします。

（４）当社は、機構から開示された「機密情報」を、当社が「目的」のために複製した場合、その複製物についても、「機密情報」と同様の義務を負うものとします。また、機密情報に接した個人の記憶に保持される残留情報についても「機密情報」と同様の義務を負うものとします。

３．（義務の免除）

上記１．～２．に定める当社の義務は、以下のいずれかに該当する情報に対しては、適応されないものとします。

（１）開示期間の始期において既に公知であったもの、または開示期間開始後に当社の責に帰すべき事由によらず公知となったもの

（２）開示期間の始期において法律上正当な権原もしくは権限を有する第三者から合法的に取得し既に所有しているもの、または開示期間開始後に法律上正当な権原もしくは権限を有する第三者から守秘義務を負わずに合法的に取得するもの

４．（情報の返還）

当社は、機構と「目的」の終了を確認したときもしくは機構から返還の指示があったときには、機構から開示されたすべての「機密情報」（複製物を含む）を直ちに機構に返還するとともに、目的遂行上、当社が一時保存等行うにあたり作成した複製物（写真媒体、電子データ媒体、書類問わず一切の有体物一切）は、機構の指示に従って廃棄するものとします。

５．（守秘義務の適用対象と存続期間）

本念書は、開示期間に開示された「機密情報」に対して適用されるものとし、守秘義務の有効期間は開示期間の始期から始まり開示期間終了の翌日から５年経過した時点を以て終了するものとします。

６．（損害賠償）

当社は、本念書に違反したことにより機構に損害を与えた場合、当該損害を賠償します。

以上

令和　　年　　月　　日

所在地 ：

法人名又は商号 ：

代表者氏名 ：

国立研究開発法人海洋研究開発機構

記入例

分任契約担当役　経理部長　殿

機密保持に関する念書

当社は、国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下、「機構」という。）から、「北極域研究船の建造」の調達手続き（以下「目的」という）のために、関連する情報提供を受けるにあたり、下記各項目の内容を遵守し、これに違反しないことを誓約します。

記

１．（機密情報）

当社は、令和３年５月２７日（木）から令和３年８月１６日（月）までの間（以下「開示期間」という）に、「目的」に必要かつ相当と認められる範囲において機構から開示を受ける「北極域研究船の建造」の調達についての、以下に指定されたものを機密情報（以下「機密情報」という）として認識し、善良な管理者の注意をもって管理および使用します。

（１）上記の期間において、書面もしくは媒体による開示、または口頭により開示されたすべての情報

２．（守秘義務）

（１）当社は、機構から開示された「機密情報」を、機構の事前の書面による承諾なく、「目的」のために開示が必要とされる特定の担当者および作業従事者以外のいかなる第三者にも開示または漏洩しないものとします。

（２）当社は、「機密情報」が開示された前項の特定の担当者および作業従事者が、守秘義務を履行するよう適切な措置をとるものとします。

（３）当社は、機構から開示された「機密情報」を、「目的」以外に使用しないものとします。

（４）当社は、機構から開示された「機密情報」を、当社が「目的」のために複製した場合、その複製物についても、「機密情報」と同様の義務を負うものとします。また、機密情報に接した個人の記憶に保持される残留情報についても「機密情報」と同様の義務を負うものとします。

３．（義務の免除）

上記１．～２．に定める当社の義務は、以下のいずれかに該当する情報に対しては、適応されないものとします。

（１）開示期間の始期において既に公知であったもの、または開示期間開始後に当社の責に帰すべき事由によらず公知となったもの

（２）開示期間の始期において法律上正当な権原もしくは権限を有する第三者から合法的に取得し既に所有しているもの、または開示期間開始後に法律上正当な権原もしくは権限を有する第三者から守秘義務を負わずに合法的に取得するもの

４．（情報の返還）

当社は、機構と「目的」の終了を確認したときもしくは機構から返還の指示があったときには、機構から開示されたすべての「機密情報」（複製物を含む）を直ちに機構に返還するとともに、目的遂行上、当社が一時保存等行うにあたり作成した複製物（写真媒体、電子データ媒体、書類問わず一切の有体物一切）は、機構の指示に従って廃棄するものとします。

５．（守秘義務の適用対象と存続期間）

本念書は、開示期間に開示された「機密情報」に対して適用されるものとし、守秘義務の有効期間は開示期間の始期から始まり開示期間終了の翌日から５年経過した時点を以て終了するものとします。

６．（損害賠償）

当社は、本念書に違反したことにより機構に損害を与えた場合、当該損害を賠償します。

以上

令和　　年　　月　　日

所在地 ：　東京都○○区○○町○丁目○○番

法人名又は商号 ：　株式会社○○○○

代表者氏名 ：　代表取締役社長　○○　○○　　　　印